

～平成30年4月1日以降の要介護認定制度について～

丹南地区介護認定審査会

1. 国の認定審査会の簡素化について

(1)～(6)のすべての要件に合致する認定申請は、審査会を簡素化して実施することが可能

- (1)：第1号被保険者（65歳以上）
- (2)：更新申請（要介護も要支援も）
- (3)：コンピュータ判定結果が現在の要介護度と一致
- (4)：前回の認定有効期間が12か月以上
- (5)：コンピュータ判定結果が要支援2・要介護1の場合は、状態の安定性判定ロジックが安定
- (6)：コンピュータ判定結果における基準時間が帯の間隙にないこと

●丹南の認定審査会を簡素化する方法について（4月1日以降申請分から）

- ①国の簡素化の要件（1）～（4）及び（6）を採用する。（5）については簡素化の対象者としな~~い~~。〈要支援1、介護2～5のコンピュータ判定結果が出た者を簡素化対象者とする〉
- ②件数は簡素化対象者を含む場合はトータル35件とし、内10～15件を簡素化対象者、残りを通常の審査対象者とする。〈簡素化対象者が10件に満たない場合は次回に回し、通常の30件審査を行う〉
- ③事前送付資料は従来通りとし、「簡素化対象者の一覧表」も送付。
- ④審査会当日、簡素化対象者一覧に基づき、一括で1次判定確定として良いか確認。委員から申し出のあったケースは審議の上、修正等行い、2次判定結果とする。委員から特別に申し出がない限り、簡素化対象者はすべて認定有効期間を36か月とする。

2. 認定有効期間の延長について

要介護・要支援更新認定の有効期限の上限について、現行の24か月から36か月に延長。
平成30年4月1日以降に申請のあったものから。

3. その他

平成30年4月1日以降、上記の方法にて簡素化対象者を審査する中で、課題が明確になったり、各委員からの提案や意見を取りまとめる必要が出てくる可能性もあるので、合議体長会議を秋頃には開催予定である。（半年間は運用してみる）

事務連絡
平成 29 年 12 月 20 日

都道府県・指定都市 要介護認定担当課 御中

老健局老人保健課長

平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等については、下記の予定としておりますので、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 認定審査会の簡素化について

「介護認定審査会の運営について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号老健局長通知）」を改正し、以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する認定申請について、認定審査会を簡素化して実施することを可能とします。

- (1) 審査対象者が、介護保険法第 7 条第 3 項第 1 号又は同条第 4 項第 1 号に定める者（1 号被保険者）であること
- (2) 要介護（要支援を含む。以下同じ）更新申請であること
- (3) 認定調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定（以下、「コンピュータ判定」という。以下同じ。）における要介護度が、現在の要介護度と一致していること
- (4) 前回の審査結果の認定有効期間が 12 か月以上であること
- (5) コンピュータ判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」であること
- (6) コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと

- ・ 22 分以上 25 分未満
- ・ 29 分以上 32 分未満
- ・ 47 分以上 50 分未満
- ・ 67 分以上 70 分未満
- ・ 87 分以上 90 分未満
- ・ 107 分以上 110 分未満

認定申請がこれらの要件に合致するかどうかについては、認定ソフト上で容易に判別できるよう、ソフトウェア改修を行います。

なお、保険者の判断により、上記に加えてより詳細な要件を設定することも差し支えありません。

(例：コンピュータ判定結果が要支援 2/要介護 1 の者については状態の安定性に関わらず簡素化しないこととする 等)

認定審査会簡素化の具体的な方式については、介護保険法第 27 条第 4 項等に定める基本原則を踏まえつつ、各保険者において決定して頂くこととなります。(例：要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得る 等)

また、認定審査会簡素化実施の有無に関わらず、認定結果通知を受けた者は、要介護状態区分の変更の申請や、不服申立てによる介護保険審査会への審査請求を従前通り実施することが可能ですので、適切な情報提供を実施して頂けるよう、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

2. 認定有効期間の延長について

要介護更新認定の有効期間の上限について、現行の 24 か月から 36 か月に延長します。平成 30 年 4 月 1 日以降に申請のあった更新認定申請が対象となります。

3. 要介護認定等データの提出義務化について

現在、任意でご提出いただいている要介護認定等データについて、改正後の介護保険法 118 条の 2 の規定に基づき、提出を義務化します。

また、現在は認定ソフト 2009 からインターネット経由で提供いただいておりますが、経路を変更し、各都道府県の国民健康保険団体連合会経由で提出いただきます。

平成 30 年 4 月 1 日以降に審査を行った要介護認定が対象となります。提出経路変更に伴うデータ授受方法の詳細については、平成 30 年 2 月上旬にご連絡する予定です。

4. 認定ソフトの改修について

認定ソフト 2009 について、上記の認定審査会簡素化、有効期間の延長、提出経路の変更に伴う改修を行います。提出経路の変更対応以外の認定審査会簡素化、有効期間の延長に対応した新たな認定ソフトの配布時期は 3 月下旬を予定しております。

また、別途配布します手順書にて、4 月 1 日以降、Windows10 搭載のパソコンによる利用が可能となります。

提出経路の変更に対応した認定ソフトの配布時期は、6 月下旬を予定しております。平成 30 年 4 月 1 日以降に審査を行った要介護認定データは、8 月以降に各都道府県の国民健康保険団体連合会経由で提出いただくこととなります。

5. 認定調査員・認定審査会委員テキストの改訂について

平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度の改正を踏まえ、認定調査員・認定審査会委員テキストを改訂いたします。

改定時期は年度末となりますが、テキストとは別に、テキストの主要な改訂箇所を整理した資料を認定適正化ホームページに掲載予定ですので、年度当初に実施する各種研修等にご活用ください。

6. マイナンバーシステム本格稼働に伴う要介護認定申請様式について

マイナンバーシステムの本格稼働により、他保険者からの転入・転出者の新規認定申請に省略可能になったことに伴い、「要介護認定の実施について（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 5 号老健局長通知）」の別添 1-1 の要介護（新規・更新）認定申請書に、転入前の認定情報が存在する場合の記入欄を追加する改正を行います。

7. その他

末期がん等の方への要介護認定については、これまでも「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について（平成 22 年 4 月 30 日老健局老人保健課事務連絡）」等に基づき実施して頂いているところですが、引き続き、末期がん等の方への適切な要介護認定の実施及び介護サービスの提供がなされるよう、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 有川, 塩田

03-5253-1111 (内線 3945)

以上

事務連絡
平成 30 年 2 月 14 日

都道府県・指定都市 要介護認定担当課 御中

老健局老人保健課長

介護認定審査会の簡素化等に係る Q & A

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等については、平成 29 年 12 月 20 日事務連絡「平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について」においてお知らせしたところですが、本件につき下記の通り Q & A を作成いたしましたので、管内市町村等に周知方よろしくお願いいたします。

記

Q1. 認定審査会の簡素化とは、認定審査会による審査判定を行わないということか。

A1. 審査会による審査判定は介護保険法第 27 条第 5 項等に定められた事項であるため、審査判定の実施自体を省略することはできない。

今般の見直しは、審査判定の具体的な実施方法を定めた認定審査会運営要綱を改正し、簡素化した方法での審査判定の実施を可能とするものである。そのため、たとえば要件に合致した者についてコンピュータ判定の要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得ることをもって個々の審査判定(一次判定の修正・確定を含む)に代えることは考えられる。ただし、そうした場合においても、審査会の開催自体は省略せず、審査会の場での委員による対象者リスト確認をもって審査判定とする等の取扱いが適当である。

Q2. 認定審査会を簡素化する方法として認められうる範囲や基準を示されたい。

A2. 認定審査会を簡素化した場合であっても、保険者が審査判定を実施し、認定結果について責任を負うことには変わりはないため、その範囲において各保険者で簡素化の方法を決定されたい。

Q3. 「要件に合致した者についてコンピュータ判定の要件を満たす認定申請について、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなすことにつき、認定審査会の包括同意を得る」という方法で簡素化を実施するとした場合、審査会委員にはどの程度まで詳細な同意を求める必要があるのか。

A3. 簡素化の方法については最終的には保険者の判断となるが、Qの例では当該包括同意が個々の認定審査会における審査判定を実質的に代替するものとなることから、同意の内容について各委員に十分ご理解いただくとともに、同意が得られない場合には簡素化方法を見直すことが適切であると考えられる。

Q4. 認定審査会を簡素化した場合、有効期間はどのように設定すればよいのか。

A4. 簡素化の方法に応じ、保険者により設定方法を決定することとなる。

Q5. 介護保険法第27条第4項に定める認定審査会への通知及び審査判定の求めも簡素化の対象となるのか。

A5. 認定審査会への通知は法律に定める事項であるため、実施して頂く必要がある。通知方法は各保険者における簡素化形態に応じてご判断頂きたい。

Q6. 要件に合致しない者について保険者判断で認定審査会を簡素化することは可能か。

A6. 今般の見直しは、二次判定における要介護度の変更率が極めて低い者に限って認定審査会の簡素化を可能とするものであるため、要件に合致しない者の審査判定の取扱いは従来通りとなる。

Q7. 認定審査会の簡素化は平成30年4月1日申請分から可能となるのか。

A7. 申請日が3月以前であっても、審査判定を4月1日以降に実施するケースであれば簡素化が可能となる。

Q8. 認定審査会の簡素化は平成 30 年 4 月より直ちに開始しなければならないのか。

A8. 認定審査会の簡素化は実施の有無も含めて保険者判断となるため、4 月より直ちに開始しなくても差し支えない。

Q9. 認定審査会の簡素化について、申請者に説明する必要があるか。

A9. 簡素化の実施の有無に関わらず、保険者が認定結果について責任を負うことに変わりないことから、申請者への特段の説明や理解が必要であるとは考えていないが、区分変更申請の案内等、認定結果を受けた申請者への対応については従来通りご配慮頂きたい。

Q10. 有効期間を 36 か月に設定する場合の判断基準は厚生労働省から示されるのか。

A10. 要介護認定の有効期間は、今般の見直しに関わらず、今回判定結果の要介護度がどれほど長く継続するか判断に基づき決定されるものであり、厚生労働省として統一的な基準を示すことは考えていない。

Q11. 有効期間 36 か月の設定は平成 30 年 4 月 1 日申請分から可能となるのか。

A11. 申請日が 4 月 1 日以降のケースが対象となる。

Q12. 有効期間の延長は平成 30 年 4 月より直ちに開始しなければならないのか。

A12. 保険者判断として個々のケースに 24 か月を超える有効期間を設定しないことは差し支えないが、制度の上では最大 36 か月の有効期間が設定可能となっていることに留意されたい。

(照会先)

厚生労働省老健局老人保健課

介護認定係 有川, 塩田

03-5253-1111 (内線 3945)

以上